

新旧対照表

新旧対照表

令和5年11月10日

auカブコム証券

変更箇所は下線部

・SOR取引・MSプール取引及びPTS取引約款

新			旧			備考
第3条 (用語の意義) (略)			第3条 (用語の意義) (略)			用語の定義を最良執行方針と統一 削除
①	SOR <u>(Smart Order Routing)</u>	東京証券取引所、PTS (私設取引システム)、 <u>ダークプール等複数の市場又はシステムのうち最良の価格で約定できると思われる市場又はシステムを自動的に選びまた自動で注文発注する注文形態をいいます。</u>	①	SOR	東京証券取引所やPTS (私設取引システム)など複数の市場から最良気配やその株数を検索して、市場を自動的に選びまた自動で注文を分割して発注するシステムをいいます。	
②	PTS <u>(Proprietary Trading System)</u>	金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムです。	②	私設取引システム	一般に「PTS (Proprietary Trading System)」といわれる、 <u>金融商品取引法第2条第8項第10号に掲げる、金融商品取引所を介さず有価証券を売買することができる電子取引システムをいいます。</u>	
③	PTS 認可業者	私設取引システムの運営業者であるCboe ジャパン株式会社及びジャパンネクスト証券株式会社を総称して、PTS 認可業者と記載します。	③	PTS 認可業者	私設取引システムの運営業者であるCboe ジャパン株式会社及びSBI ジャパンネクスト証券株式会社を総称して、PTS 認可業者と記載します。	
④	ダークプール	証券会社が顧客または証券会社の自己	④	ダークプ	証券会社が顧客または証券会社の自己取引	

		取引の売買注文をシステムで付け合せ、 対当する注文があれば東京証券取引所 の立会外取引システム (ToSTNeT) に発注 を行い約定させるシステムです。その付 け合せを行うシステムの内部における 気配情報が外部に対して非公表な事か ら「ダークプール」と一般的に呼びます。		ール	の売買注文をシステムで付け合せ、対当する 注文があれば東京証券取引所の立会外取引 システム (ToSTNeT) に発注を行い約定させる システムです。その付け合せを行うシステム の内部における気配情報が外部に対して非 公表な事から「ダークプール」と一般的に呼 びます。	
⑤	MS プール	<u>モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社が運営するダークプールです。</u> 運営会社： モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 金融商品取引業者登録：関東財務局長 (金商)第 188 号 (以下「モルガン・スタンレー社」とい います。) 取引参加者： モルガン・スタンレー社の自己または顧 客 (機関投資家)	⑤	MS プール	運営会社： モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 金融商品取引業者登録：関東財務局長(金商) 第 188 号 (以下「モルガン・スタンレー社」といま す。) 取引参加者： モルガン・スタンレー社の自己または顧客 (機関投資家)	運営会社を明記
(略)	第 1 4 条 (注文の執行)	本取引は、最良執行方針 (第 2 条第 5 項) に定める方法で注文を発 注します。	(略)	第 1 4 条 (注文の執行)	本取引は、最良執行方針 (第 2 条第 2 項) に定める方法で注文を発 注します。	参照する項番を変更
(略)		<u>(2023年11月)</u>				改訂日を追加

・ SOR 取引・MS プール取引及び PTS 取引説明書

新	旧	備考
<p>1. SOR の概要</p> <p>(1) SOR とは、<u>金融商品取引所市場、PTS (私設取引システム)、ダークプール等複数の市場又はシステムのうち、最良の価格で約定できると思われる市場又はシステムを自動的に選び、また自動で注文発注する注文形態をいいます。</u>お客様は現物取引および信用取引において SOR を利用することが可能です。</p> <p>(2) 当社の提供する SOR システムは、お客様が発注時に SOR を選択した注文を最良執行方針(第2条第3項)に定める方法で、次の市場等において一括もしくは分割して注文を発注します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社 (以下「モルガン・スタンレー社」) が運営するダークプール (以下「MS プール」といいます。) を経由して接続する立会外取引システム (ToSTNeT) ● Cboe ジャパン株式会社 (以下「Cboe ジャパン社」) 及びジャパンネクスト証券株式会社 (以下「ジャパンネクスト社」といいます。) が運営する私設取引システム ● 株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) の立会市場 <p>(略)</p> <p>(6) 私設取引システムは一般的に PTS (Proprietary Trading System) といわれ、<u>金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システム</u></p>	<p>1. SOR の概要</p> <p>(1) SOR とは、<u>金融商品取引所市場や私設取引システムなど複数の市場又はシステムにおける最良の最良気配やその株数を参考に、約定価格が最善にかつ約定率が最大になることを目指して、市場を自動的に選びまた自動で注文を一括もしくは分割して発注するシステムです。</u>お客様は現物取引および信用取引において SOR を利用することが可能です。</p> <p>(2) 当社の提供する SOR システムは、お客様が発注時に SOR を選択した注文を最良執行方針(第2条第5項)に定める方法で、次の市場等において一括もしくは分割して注文を発注します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社 (以下「モルガン・スタンレー社」といいます。) が運営するダークプール (以下「MS プール」といいます。) を経由して接続する立会外取引システム (ToSTNeT) ● Cboe ジャパン株式会社 (以下「Cboe ジャパン社」といいます。) 及び <u>SBI</u> ジャパンネクスト証券株式会社 (以下「ジャパンネクスト社」といいます。) が運営する私設取引システム ● 株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) の立会市場 <p>(略)</p> <p>(6) 私設取引システムは一般的に PTS (Proprietary Trading System) といわれ、<u>取引所ではなく証券会社が開設したコンピューター・ネットワーク上の市場での取引のことをいいます。</u>Cboe ジャパ</p>	<p>用語の定義を最良執行方針と統一</p> <p>参照する項番を変更</p> <p>削除</p> <p>用語の定義を最良執行方針と統一</p>

<p>のことをいいます。Cboe ジャパン社及びジャパンネクスト社が運営する PTS における取引は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。(以下 2 社を総称して「PTS 認可業者」といいます。) お客様が当社の SOR を通じて取引いただけるのは Cboe ジャパン社の「Cboe Alpha 市場」(以下「Cboe PTS」といいます。) とジャパンネクスト社の「J-Market 市場」(以下「ジャパンネクスト PTS」といいます。) です。(以下 2 社の PTS を総称して、「PTS 市場」といいます。) PTS 市場の売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号ホ及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式です。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。</p> <p>(略)</p> <p>2. SOR 取引ルール</p> <p>(略)</p> <p>(1) 取引の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SOR を選択し発注いただいた場合、当該注文は最良執行方針(第 2 条第 5 項)に定める方法で、発注されます。 ● MS プール及び PTS で成立した取引の清算は、金融商品取引所取引と同様に株式会社日本証券クリアリング機構が行います。 <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2023年11月)</p>	<p>ン社及びジャパンネクスト社が運営する PTS における取引は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。(以下 2 社を総称して「PTS 認可業者」といいます。) お客様が当社の SOR を通じて取引いただけるのは Cboe ジャパン社の「Cboe Alpha 市場」(以下「Cboe PTS」といいます。) とジャパンネクスト社の「J-Market 市場」(以下「ジャパンネクスト PTS」といいます。) です。(以下 2 社の PTS を総称して、「PTS 市場」といいます。) PTS 市場の売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号ホ及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式です。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。</p> <p>(略)</p> <p>2. SOR 取引ルール</p> <p>(略)</p> <p>(1) 取引の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SOR を選択し発注いただいた場合、当該注文は最良執行方針(第 2 条第 2 項)に定める方法で、発注されます。 ● MS プール及び PTS で成立した取引の清算は、金融商品取引所取引と同様に株式会社日本証券クリアリング機構が行います。 	<p>参照する項番を変更</p> <p>改訂日を追加</p>
--	---	--------------------------------

・オンライン・トレード取扱規定

新	旧	備考
<p>第18条の2(金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応) (略)</p> <p>3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中に SOR にて当社が受け付けた注文は、SOR システムに発注した後に待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最良執行方針第2条第5項に定める方法で SOR 注文を執行します。</p> <p>(略)</p> <p>(2023年 11月) 改訂</p>	<p>第18条の2(金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応) (略)</p> <p>3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中に SOR にて当社が受け付けた注文は、SOR システムに発注した後に待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最良執行方針第2条第2項に定める方法で SOR 注文を執行します。</p> <p>(略)</p> <p>(2023年 6月) 改訂</p>	<p>参照する項番を変更</p> <p>改訂日を修正</p>

・オンライン・トレード取扱規定（金融商品仲介）

新	旧	備考
<p>第18条の2（金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応） （略）</p> <p>3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中に SOR にて当社が受け付けた注文は、SOR システムに発注した後に待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最良執行方針第2条第<u>5</u>項に定める方法で SOR 注文を執行します。</p> <p>（略）</p> <p>（2023年 <u>11</u>月）改訂</p>	<p>第18条の2（金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応） （略）</p> <p>3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中に SOR にて当社が受け付けた注文は、SOR システムに発注した後に待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最良執行方針第2条第<u>2</u>項に定める方法で SOR 注文を執行します。</p> <p>（略）</p> <p>（2023年 <u>6</u>月）改訂</p>	<p>参照する項番を変更</p> <p>改訂日を修正</p>

・オンライン・トレード法人口座取扱規定

新	旧	備考
<p>第18条の2(金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応) (略)</p> <p>3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中に SOR にて当社が受け付けた注文は、SOR システムに発注した後に待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最良執行方針第2条第<u>5</u>項に定める方法で SOR 注文を執行します。</p> <p>(略)</p> <p>(2023年 <u>11</u>月) 改訂</p>	<p>第18条の2(金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応) (略)</p> <p>3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中に SOR にて当社が受け付けた注文は、SOR システムに発注した後に待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最良執行方針第2条第<u>2</u>項に定める方法で SOR 注文を執行します。</p> <p>(略)</p> <p>(2023年 <u>6</u>月) 改訂</p>	<p>参照する項番を変更</p> <p>改訂日を修正</p>